

いじめ対策・防止マニュアル

(学校いじめ防止基本方針)



和歌山県立箕島高等学校

〒649-0304 和歌山県有田市箕島55番地

TEL 0737(83)2155 FAX 0737(83)2153

<http://www.minoshima-h.wakayama-c.ed.jp/>

も く じ

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	1
	(1) いじめに見られる集団行動	
	(2) いじめの態様	
4	いじめ防止等の学校の取り組み	2
	(1) 組織的対応【いじめ対策委員会】	
	(2) 未然防止	
	(3) 早期発見・早期対応	
	(4) 教職員の資質能力の向上	
	(5) 家庭・地域との連携	
	(6) 継続的な指導・支援	
	(7) 取組内容の点検・評価	
5	重大事態への対処	7
	(1) 重大事態の判断・報告	
	(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供	
	<年間指導計画>	8

1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と（注1）一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は（注2）物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ・（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ・インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。
- ・外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

（1）いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中で作られている関係についても留意する。

（２）いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

〔暴力を伴うもの〕

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

〔暴力を伴わないもの〕

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団によって無視をされる
- ・金品をたかられる
- ・金品、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめ防止等の学校の取り組み

（１）組織的対応【いじめ対策委員会】

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなるいじめ対策委員会を設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

イ <構成員>は次の通りとする。

校長、教頭、学年主任、人権教育相談係（特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー担当）、生活指導部長（いじめ対策主任）、教務部長、養護教諭、スクールカウンセラー

ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。

（ア）学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割

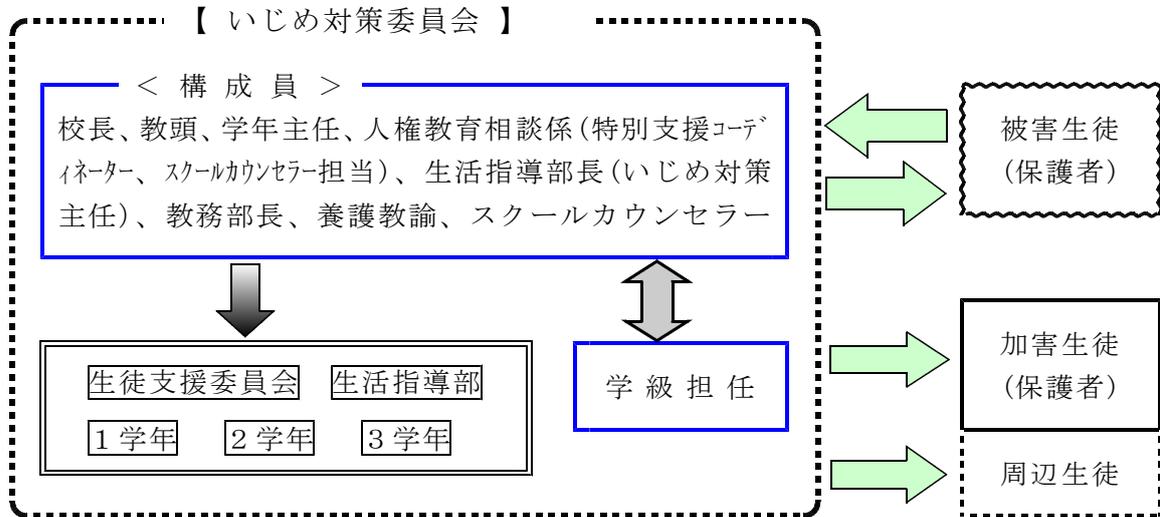
（イ）いじめの相談・通報の窓口としての役割

（ウ）いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

（エ）いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応

方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

【 基本組織（生活指導部長・人権教育相談係が総括する） 】



○学級担任の役割

学級担任は、生徒が互いに助け合い、相談し合える学級づくりを心がけるとともに、保護者との連携を密にしながら、学級生徒の指導を行う。（学級経営）

また、生徒個人の状態と学級集団の実態を把握する。（友人関係や孤立生徒の有無等）

◆初期段階【A】（いじめが起きた時）その場でチームを作り対応

○授業担当者

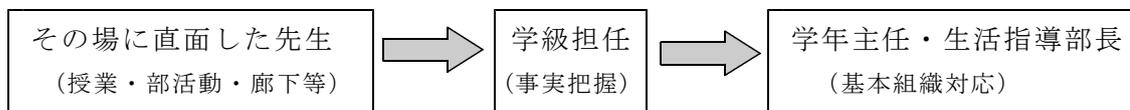
授業等でいじめが起きた時は、必ず担任にも連絡をする。

授業妨害等ひどい場合は、一旦授業を中断して指導。

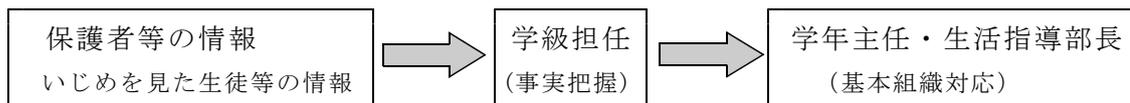
（職員室等、他の先生の応援を伝える）

○部活動担当者

部活動でいじめが起きた時は、必ず担任にも連絡をする。



◆初期段階【B】（保護者及びいじめを見た生徒等の情報）



●生徒支援委員会

委員会は、初期段階【A】、【B】の対応チームに入る。

委員会は連絡を受けて、心のケア等のカウンセリングに入る。

● 学年主任・生活指導部長

組織（担任など）と連携して、いじめ事象及び生活指導の総括をする。

（２）未然防止

いじめの未然防止のため、学校内に限らず、保護者や地域との連携を図り、生徒の情報収集を十分行い、様々ないじめの予防に取り組んでいく。

まず、以下の４点を生徒・保護者・教職員すべてが共通に理解する。

- ① いじめは卑^{ひきょう}怯な行為であり、決して許さない
- ② いじめの被害者は徹底的に守る
- ③ どの先生に相談してもよい
- ④ 暴力など犯罪行為については厳正に対処する

全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促す。また、生徒の豊かな情操や道德心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重しあえる態度の育成等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 人権教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、人権教育の充実を図る。

また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道德心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。

また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

ウ 学級活動・生徒会活動等の活性化

ホームルーム活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA・中学校等と定期的に情報交換したり、学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネット利用時のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながる可能性があるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) 学校生活アンケート等の実施

学校生活アンケートを年に2回実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

実施方法として、回答の時間を十分に確保し、回収する際は、アンケート用紙を二つ折りにさせたり、封筒に入れさせたりして、学級担任等に直接提出させるなどの配慮を行う。

学級担任等は、学校生活アンケートの回答に基づいて、各生徒と面談を行い、慎重に聞き取りをする。また、気になることがあれば、学年主任や生活指導部長等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾ける。いじめ等の訴えがあった場合、生徒・保護者の思いや不安・悩みを十分受け止め、様々な方面から情報を得るよう努める。

また、スクールカウンセラー配置を活用した教育相談を充実させることにより、さらにいじめ等を訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちに関係生徒の把握と指導を行い、再発を防止する対策をとる。そのために、教職員やスクールカウンセラー等が、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への

指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、必要に応じて明確になった事実関係の情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。

また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等が存在する旨の連絡を受けた場合は、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者の了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回（人権、生徒支援等）の校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。

また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。

(6) 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識を向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を活用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、直ちに適切な対処を行う。

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の(注 1)生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が(注 2)相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

(注 1)「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(注 2)「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。

ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

< 年間指導計画 >

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ対策委員会会議 ・指針方針 ・指導計画等		現職教育 (人権)		
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり		全学年 人権HR	インターネット教育	
早期発見	個人面談		学校生活アンケート 個人面談	個人面談	

	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
職員会議等	いじめ対策委員会会議 ・情報共有 ・1学期の反省と 今後の指導計画等				いじめ対策委員会会議 ・本年度のまとめ ・次年度の課題等	
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり		全学年 人権HR			新入生出身 中学校訪問
早期発見			学校生活アンケート 個人面談	三者面談		

平成26年3月28日 作成
平成29年4月19日 一部改訂